

[参考]

とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ補助金 の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月31日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則15日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業実施 (今年度中に改修が完成するものが対象)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送してください。

【中間検査について】

必要に応じて、現場確認を行います。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書(様式第10号)を下記提出先まで郵送・持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:建設(改修)工事が完了し、引き渡しを受けた日になります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から14日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送してください。

補助金は実績報告を審査し、額の確定通知後に支払います。

資料提出・問い合わせ先 資料提出・問い合わせ先
県庁生活環境部くらしの安心局住宅政策課
鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎7階) 電話:0857-26-7398